

令和元年10月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和元年10月28日（月）午後2時30分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年10月28日（月）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 4 番	山 口 貞 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 2 番	飯 田 芳 一	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	田 代 恵美子		

欠席委員は、次のとおり

番		番	
---	--	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 43号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 44号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 45号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の  
申し出について
- 日程第 5 議案第 46号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出  
について
- 日程第 6 議案第 47号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に対  
する意見について
- 日程第 7 議案第 48号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 8 議案第 49号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に  
ついて
- 日程第 9 議案第 50号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願  
について
- 日程第10 議案第 51号 非農地証明願について
- 日程第11 報告第 10号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

開会 午後2時30分

事務局（加藤 敦事務局長） 定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、総員25名、出席委員25名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今月も台風15号、19号が猛威を振るい、19号は静岡のほうに上陸をいたしまして、関東から東北にかけて大変な被害が出ました。

最近は、自然災害での被害が本当に増えたように思います。以前にも申し上げましたが、畑や田んぼ、そしてビニールハウス、トラクターなどの農機具が被害を受けて水没している様子が報道されているのを見ますと、一日も早い復興を祈るばかりでございます。

しかし、復興するには時間と費用がかなりかかります。農業経営はほとんど個人経営で、高齢化も進んでおります。60代、70代の方が、これから何百、何千万という借金を抱えて農業を続けていかれるかどうか、とても心配になります。

また、田んぼや畑をもとの農地に戻しても、いずれまた同じようなことが起こる可能性は十分にあります。

そこで、今議論を進めている「人・農地プラン」の中でも、今後の日本の農業経営のあり方を根本的に議論する機会が来ているような気がします。きょうは後ほど、総会の後、「人・農地プラン」について、行政から説明に来られるようでございます。皆様方から忌憚のない意見をお願いしたいと思います。

それでは、10月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（加藤 敦事務局長） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、7番の井上哲夫委員と8番の古谷修一委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明します。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、男2、女1。所有面積、199a。耕作面積、199a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原字西山田。地目、畑。地積、991㎡。権利の種類、所有権移転（売買）。申請理由としましては、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望によります。

続きまして、番号2、譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、男0、女0。所有面積、耕作面積ともに0a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷字大六天、地目、ともに畑。地積、2筆のうち1,239.29㎡。権利の種類は、賃借権設定。申請理由、譲受人、リハビリテーション農





議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第42号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第42号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第2、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明を申し上げます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、61a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字中原。地目、畑。地積、251㎡。転用目的、貸車両置場及び貸駐車場。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

16番、櫻井委員。

16番（櫻井一雄委員） 本件の申請地につきましては、市道亀井野二本松線にある「矢尻バス停前」交差点の北側角の土地になります。

資料は7ページをお開きください。

農地の区分は、前面の建築基準法上の道路に水道及び污水管が埋設されており、また、近隣に北原公園及び北永山公園があるため「第3種農地」と判断いたしました。

申請地の近隣にある車両販売店が、車両置場及び来客用の駐車場として適地を探しており、土地所有者である申請人に対し要望があったため、申請人が自



住所氏名、6名についてそれぞれ記載のとおり。経営面積、上から順に、5 a、17 a、94 a、199 a、46 a、3 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、葛原字前田。地目、全て畑。地積、合計16筆で4,156 m<sup>2</sup>。権利の種類、所有権移転。転用目的、貸駐車場（他に宅地を含む）。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日、平成15年2月24日。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、56 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、瀬郷字大六天。地目、ともに畑。地積、2筆のうち970.71 m<sup>2</sup>。権利の種類、賃借権設定。転用目的、病院敷地の拡張。立地基準、第1種農地。農用地区域除外日、平成15年2月24日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、87 a。耕作者、同左人。当該農地、地番、大庭字聖ヶ谷。地目、ともに畑。地積、2筆合計902 m<sup>2</sup>。権利の種類、所有権移転。転用目的、資材置場。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

15番、漆原委員。

15番（漆原豊彦委員） 本件の申請地につきましては、市道横浜・伊勢原線にある「宮の腰」交差点から北に約50mの土地になります。

資料は9ページをお開きください。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしているため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、神奈川県内において不動産業を営んでおります。

このたび、海老名市で運送業を営む法人が、現在賃借している車両置場の立ち退きを迫られている状況を受け、譲受人が駐車場として整備し、同法人に賃貸するものです。

当該地は、東側及び西側は水路、南側は宅地、北側は雑種地となっており、周囲に農地はありません。

なお、申請地中央に公団上、水路用地が縦断しておりますが、当該水路用地は、水路としての機能を有しておらず、譲受人も払い下げを受ける手続きを進めていることから、それまでの間、一時的に駐車場として使用する際に、当該水路用地を部分的に通行することにつき、水路管理者の了解を得ております。

敷地内は碎石敷きとし、雨水については、雨水浸透トレンチ及び雨水浸透マスを設置し、敷地内浸透処理とします。

また、「特定都市河川浸水被害対策法」に係る許可申請についても、手続き中であることを確認しております。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地や、近隣の住宅等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

この案件は、3,000㎡を超えていますので、県の農業会議への諮問案件になります。そのときには、多分藤沢市の農業委員会から説明に伺うはずですが、地区協などでは、このときに何か意見は出ましたでしょうか。

4番（熊山直行委員） これは、水の排水のことで、現状ではまだ青地があるということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 水路です。

4番（熊山直行委員） 水路ですね、水路があるということで、その排水のことでいろいろと意見が出ました。

議長（齋藤義治委員） 現況はどういう状況ですか。

4番（熊山直行委員） 田んぼなど埋まって、結局、荒廃地のような状況かと思いますが。

事務局（伊藤洋一上級主査） 一応今は整備されています。

議長（齋藤義治委員） 他には、地区協では意見としては出ませんでしたか。

8番（古谷修一委員） 入口にしようとするところに、今バス停があるので、その辺

の処理をどうするかということ、行政と神奈中さんと議論するようなことを言っていました。

議長（齋藤義治委員） あと、これを借りるのが海老名の業者ですから、その業者がここを借りるといことは、距離的にはどのぐらいありますか。本来駐車場だとかだと、業者が確実に必要だということが条件になっていますよね。

あと、宅地の部分を買収するということですが、契約書がどうなっているのか、その辺もはっきりしておく必要があると思いますし、水路も、これからどういう形で進んでいくのか、確認をお願いします。

（事務局 詳細確認のため暫時休憩）

議長（齋藤義治委員） それでは再開をします。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、先ほど質問のあった水路の部分、処理の話ですけれども、水路も道路も基本的には、本来国の所有地です。ただ、市が国から譲与を受けています。なので、水路の処分についても、市で譲与を受けていれば可能です。その中で、払い下げについては協議を進めているところではあります。

ただ、先ほど皆さんからも話があったように、土地が低くなっておりまして、水が集まりやすいところであるのは事実のようです。それに対して、特にここで言う西側の道路のほうから、雨水が今回の申請地のほうに向かって流れていくことが事実上あるというのは、市の河川水路課でも把握しております。

この部分について、道路内の排水が、水が流れ込んでくる一番の原因になっていますので、道路排水を道路の中でちゃんとのめるようにすることが第1にやりたいことであって、それが可能であれば、道路の排水を道路内でのむことができるので、西側にそれ以上流れることがなくなりますし、今回の件に関しては、特に問題はなくなるのではないかという話です。

ただ、それができなくなったときには、公図で見ると、今回の申請地に隣接している西側の部分にも水路が流れているのですが、こちらの整備を行って、水の確保を——確保というか、水をそこでのめるようにしていきたいと考えて

いるとのことでした。

それも可能性としてできないことになったときには、場合によっては払い下げではなくて、北側の部分の敷地に沿った形で、今回真ん中を通っている水路と用地の交換を行って、水路の整備をすることも可能性がゼロではないということ聞いています。

その3段階で考えているということで、当初より河川水路課や道路管理課も含め、道路維持課も入って、この申請者も含め協議を行っておりますので、排水の部分に関しては、水路管理者あるいは道路管理者と協議を進めているとのことなので、こちらではそのように認識しております。

2番目の宅地部分の売買契約に関しては、既に、契約書の写しが提出されております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 以上、事務局から説明がありましたが、確かにあの辺はちょっと低いところなので水が出る可能性がありますね。最近の自然環境の雨量ですと、かなり水がたまるようなことも考えられます。バイパス寄りのほうも全部開発をされましたけれども、そのときも水路ということで問題があって、河川の関係で、中に貯水槽みたいなものを掘った経緯もあったので、その辺の水の管理は、これは道路管理課や河川水路課でやると思いますが、最低限、農地の許可は農業委員会の役割でございますので、後々問題が出ないような形で議論をしたいと思っております。

あと、補足はないですか。

事務局（草柳真治主幹） 海老名の運送業者ということで、距離ではかると15分、20分ぐらいのところに事業所があるようで、その車両置場として、今回上がっているのですが、これだけの規模の車両置場を手配するに当たっては、あちらこちら当たったようですけれども、一番近いところでここしかなかったということで、15分、20分かかってはしまいますが、こちらが適所だと判断したということです。

議長（齋藤義治委員） はい。









事務局（草柳真治主幹） 地主の方に、借り受け希望があるかどうかを聞いて、希望がある方については、再度あっせんをする形ですけれども、今回の件に関しましては、新しい方に貸すところまでは至っておりません。

議長（齋藤義治委員） それでは、今年は休耕という形になっているわけですね。

事務局（草柳真治主幹） そうです。

議長（齋藤義治委員） 何かほかにございませんか。

山口委員。

14番（山口貞雄委員） 今の件につきまして、返すということですが、その理由が、余りにも抽象的なので、わかれば理由なり、事務局が知っている範囲で結構ですので、ご説明をお願いします。

事務局（草柳真治主幹） この方に関しましては、新規就農という形で入られた方ですけれども、一時、借り受けた面積が相当大きくなってしまいました。そのことが原因なのかどうかはわからないのですが、体を壊してしまったということで、実際は農業からは撤退したことになっています。

この手続きが遅れてしまった経過につきましては、農業ができないのであれば速やかに解約の手続きをして地主に返すよう再三指導はしていたのですが、体を壊した後で本人が動けなかったということで今に至っているところです。

正直なところ、あと1件まだ残っているところがありまして、そこについても指導はしていますけれども、現状復旧をしてから返すということで、その現状復旧ができておらず、まだ解約までは至っていない状況になっております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） この方は、奨励金はもらっていたのですか。

事務局（草柳真治主幹） もらっていましたが、農業から撤退ということで、当然そこでストップになっています。

議長（齋藤義治委員） もらった分は返さなくてよいのですか。

事務局（草柳真治主幹） 返さなくてもよいことになっています。

ちなみに平成29年の制度改正で、やめた方は返すという制度になったのですが、この方については、その制度の変更前だったので返す対象にはなっていない

ないということです。

議長（齋藤義治委員） 熊山委員。

4番（熊山直行委員） 今の田んぼを返すというときですけれども、きれいにして返すのではなくて、そのままの現状で返していいのですか。それについて、一筆はとっておかないのですか。

事務局（草柳真治主幹） 一筆はとっていないのですが、現状復旧で返すということが前提になっていますので、少なくとも草は刈って返すということが原則になっています。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

新規就農のときには、面談に我々も出て、市の職員等も出るのですが、そのときには農業に対する熱い夢を語っていても、こういうケースはこれからも出ると思います。

新規就農の方に対しては、皆さん地域で見守って応援をしていただいたり、あるいはひどい場合には注意をしていただきたいと思います。それが農業委員の役目でもありますので、よろしく願いいたします。

事務局（草柳真治主幹） 先ほど申し上げました制度改正がありまして、基本的には補助金を5年間受けられるという話ですけれども、市の農業水産課に確認した中では、2年を過ぎた段階で中間審査があります。その中間審査をしたときに、ちょっと危なそうだとか、あるいはこのままではだめだという方には指導勧告をする。それで、改善が見られないようであれば補助金は打ち切りになるということです。

議長（齋藤義治委員） 全国的にも、こういうように途中でやめていくケースがかなり多いらしいです。国も150億円ぐらいの予算を組んで各市町村に配分をしていたのですが、ある程度そういうことがわかってきて、30億円ぐらい減らしたようなことで、各市町村はそれで大変なようです。120億円ぐらいを各市町村へ配分する、全国で120億円ですから、その辺もきっちりとした配分をするようにということで国も考えているようです。

他に何かございませんか。



議長(齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第46号、番号4について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長(齋藤義治委員) それでは、議案第46号、番号4について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

議長(齋藤義治委員) 続きまして、番号1から番号3、番号5から番号14について、事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局(福岡信二主幹補佐) それでは、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、一括して説明をさせていただきます。

番号1及び番号2は、用田を中心に495aを耕作する方の更新借受分。

番号3は、公益社団法人神奈川県農業公社の農地中間管理事業に伴う新規借受分。

番号5は、瀬郷を中心に361aを耕作する方の更新借受分。

番号6は、瀬郷を中心に136aを耕作する方の更新借受分。

番号7は、宮原で150aを耕作する方の更新借受分。

番号8は、遠藤で酪農を営む方の更新借受分。

番号9は、遠藤で11aを耕作する方の更新借受分。

番号10は、亀井野を中心に109aを耕作する方の更新借受分。

番号11は、亀井野を中心に123aを耕作する方の更新借受分。

番号12は、高倉を中心に64aを耕作する方の更新借受分。

番号13は、亀井野を中心に119aを耕作する方の更新借受分。

番号14は、大庭で32aを耕作する方の更新借受分。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、全て現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

説明は以上となります。



説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号3について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第47号、番号3について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第47号、番号3について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

議長（齋藤義治委員） 続きまして、番号1から番号2について、事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 番号1につきましては、葛原で40aを耕作する方が、借受期間満了に伴い権利設定の更新をするもの、番号2は、葛原を中心に80aを耕作する方が、農業経営規模拡大に伴い、新たに権利の設定を受けるものです。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号2について意見を求めます。

番号2の方は、新規就農の方ですね。

事務局（福岡信二主幹補佐） そうです。

議長（齋藤義治委員） どういう作物を計画しておられますか。

事務局（草柳真治主幹） 今、手元に資料はないのですが、ほかの農地では枝豆などの露地野菜をメインでつくっていきまして、最近、何か部会をつくって、その一員として活動もされているということでは聞いております。

議長（齋藤義治委員） このように意見を求められているので、何もしないというのも一つの意見だと思いますが、もし何かありましたら、お願いいたします。

神崎委員。

1 番（神崎享子委員） 面積的には、ある程度広い面積だと思いますけれども、部会ということで、新規就農者の方だけで立ち上げた部会ですか。それとも、どなたか研修先などがあって、ということでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） メインは新規就農の方と聞いております。ただ、その中の 1 人が、就農されてから 7、8 年たっている方で、面積的にも大きくやられている方がメインになっている部会ということで聞いています。

1 番（神崎享子委員） 売り先は農協ですか。それとも直売とか、そういうところでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） たしか農協にも出していると聞いております。また、最近では、菖蒲沢のお菓子工場に、自分のところの作物を利用してもらったりとか、幅広くやっているということでは聞いております。

1 番（神崎享子委員） 遠藤のほうということで、新規就農の方は、農業委員さんで面倒を見る形になっているのですか。

議長（齋藤義治委員） 知っている人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） この方は、就農して間もないので、サポートチームで委員さんがついていない状態ではないのですが、今後つく予定にはなっています。

1 番（神崎享子委員） サポートがつくこともそうですけれども、地区の生産班とかそういう中にも溶け込んでいってくれるといいなという思いがあるので、そういうことも農業委員会から伝えられたりしますか。

というのは、前の方のように畑を荒らしてしまっ、返す、返さないということになると大変残念なので、その辺のところの指導をよろしくお願いします。

事務局（草柳真治主幹） そのサポートチームのメンバーは農業委員さんだけではなくて J A の職員もついておりますし、あと、神奈川県技術センターの職員もサポートチームのメンバーに入っていますので、いろいろなところで地域と連携をとるように指導をしていきたいと思っております。

1 番（神崎享子委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

福岡委員。

2 5 番（福岡則夫委員） 1 番のところで、地代と支払方法が空欄になっていることは、「ただ」なのか何だかわからないですけれども、空欄になっている理由を教えてください。

あと 2 番、3 番で、地代の差がありますけれども、この辺は地代だから契約なので、契約ですと言われてしまえば終わりですけれども、この辺の差について、何か明確なものがあるかどうかお聞きしたいと思います。

事務局（草柳真治主幹） まず 1 番については、「設定する権利」のところに、「使用貸借権」とありますので、要は「ただ」で借りていることになります。

2 番、3 番の単価が違うところに関しましては、正直なところ、農業委員会に関与して、この金額になったというものではなくて、中間管理事業、要は神奈川県農業公社が、地権者ないしは借受者の方と協議をした結果、この値段になったということで理解をしております。

2 5 番（福岡則夫委員） 中間管理事業で使用貸借というのは、それはいいのでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） 可能であると聞いております。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

吉原委員。

3 番（吉原 豊委員） 今の質問ですけれども、珍しいケースだと思うし、中間管理機構は、そういう使用貸借という形に決めることもあるのですか。

事務局（草柳真治主幹） 中間管理機構が決めるというよりは、先ほど言いました借り受ける方と貸し出す方、それとの調整の結果、金額を決めていく形になりますので、誰かがこの金額にきなさいと言うわけではないですね。調整の結果、1 番は使用貸借になったと思われま。

議長（齋藤義治委員） 先ほどの利用権の設定については、ほとんどが使用貸借ですね。ですけれども、このように中間管理機構が入るとお金が発生するというこ





伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、用田字女坂が1筆、同字薬師峯が4筆、合計5筆。地目は、用田字女坂、同字薬師峯の2筆が畑、その他は田。地積は、5筆合計で2,411㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。利用状況等、用田字女坂、同字薬師峯の2筆が畑（野菜）、その他は田現況畑（野菜）。相続開始年月日、平成12年3月27日。免除日、令和3年1月30日。現地確認日、令和元年9月24日。

続きまして、番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、用田字国郷が3筆、同字薬師峯が25筆、同字中条が2筆、合計30筆。地目は、全て畑。地積は、合計で10,800.02㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、ともに同左。利用状況等、用田字国郷の2筆が畑（野菜）、残りの1筆が雑種地現況畑（野菜）、同字薬師峯の17筆が田現況畑（野菜）、残りの8筆が畑（野菜）、同字中条は2筆とも畑（野菜）。相続開始年月日、平成12年2月1日。免除日、令和2年12月2日。現地確認日、令和元年9月24日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件につきましては、令和元年9月24日に地区委員の私、佐藤と、相続人、事務局の落合さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、用田字女坂は、夏野菜の収穫済み、用田字薬師峯の4筆は、サトイモ作付け及び冬野菜の作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。



地区、六会・長後。番号1。買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、故障。買取り申出事由発生日、令和元年9月24日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、下土棚字谷戸、合計6筆。地目、いずれも山林現況畑。地積は、6筆合計で4,297㎡となっております。

次に、地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、平成31年3月20日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、渡内四丁目。地目、畑。地積、1,543㎡となっております。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

神崎委員。

1番（神崎享子委員） 1番について、「故障」となっていますけれども、もしこの場で説明できるのであれば説明してください。

それで、買取り申し出をする土地、これは、この人の生産緑地全体でしょうか、教えてください。

議長（齋藤義治委員） 故障の内容まで報告は来ていますか。――都市計画課に、故障ということで生産緑地の解除として、多分書類的には全部上がっていると思います。ですから、その辺を農業委員会で、というよりも、都市計画課できちんとやっているのか、そちらの責任だと思います。その辺は納得していただきたいと思いますが、それとあと、全部出ているかということについてお願いします。

事務局（草柳真治主幹） 今、確認をしましたところ、相談段階では、病気を患って手術をしてから農作業が困難になったということで聞いております。







本日、予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等ございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 事務局から何点かありますけれども、まず、最初に、総会の冒頭で会長におっしゃっていただいた「人・農地プラン」の関係について、農業水産課の職員に来ていただいて説明をお願いしたいと思いますので、まずは入室をしていただきます。

（農林水産課担当職員 入室）

事務局（草柳真治主幹） お手元に「人・農地プランの実質化に向けた工程表」をお配りしたと思いますが、それに基づきまして、御説明をお願いしたいと思います。

「人・農地プラン」の実質化は、最近よく話題にのっているところですが、今回、農業水産課で工程表を作成したということです。

それでは、説明をお願いいたします。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） 皆さんこんにちは。農業水産課の及川です。よろしく願いいたします。

今回、「人・農地プラン」の実質化に関しまして御説明をさせていただきますけれども、「人・農地プラン」は、藤沢市では平成24年に策定をいたしまして、プラン自体は、今3地区に分けて策定をしているところですが、平成26年に施行された農地中間管理事業の推進に関する法律というのがありますけれども、農地中間管理機構ができたときに、農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として、「人・農地プラン」が法律上位置づけられました。

現在、全国9割以上の市町村で1万5,000のプランが策定されているところですが、プランの中には、農地の出し手が記載されていないものが半数を占めている状況でございます。藤沢市のプランも、確かに出し手のところが記載をされていない状況でございます。

このように受け手はいるのですが、出し手のところが記載されていないようなプランについては、地域の話し合いに基づくものとは言いがたいということ

を国は言うておりました、今回、国から全国に対して「人・農地プラン」の実質化に向けた工程表の策定を求められまして、9月に、県に提出をした状況でございます。

それでは、工程表の関係、あとは農地バンクの変更の関係について、担当の片岡から説明をさせていただきます。

農林水産課（片岡事務職員） 皆様こんにちは。農業水産課の片岡と申します。

私からは、「人・農地プラン」のこういったところを具体的に考えていかなければいけないのか、並びにそちらの円滑化を図るために簡略化された農地中間管理事業の手続きについて、説明をさせていただきます。

それでは、具体的に「人・農地プラン」の策定について、どのように進めていかなければいけないのかについて、改めて説明をさせていただければと思います。

「人・農地プラン」の具体的な進め方につきまして、国及び県から具体的に3つの作業を行ってほしいということで話がありました。

まず第1に、アンケートの実施、こちらにつきましては、「人・農地プラン」の作成に取り組む地区、現在、最新のものと、3地区に分けさせていただいております。「大庭稲荷地区」、「六会長後地区」、「御所見遠藤地区」、この3地区の方々に対して、おおむね5年後から10年後、農地の利用についてどのように考えているか、アンケートを行ってほしいということで通達があるのが、今の1つ目の事業です。

第2に、地域の現況の把握を行うということで、対象地区において、そのアンケート調査の結果や、実際にお越しいただいた皆様の話し合いの場での意見等を参考にして、農業者の年齢階層や、その地域の農地を具体的にどういう方が利用しているかというところを地図に落とし込んで、話し合いの材料にしてほしいという作業であります。

そういった2つの作業を含めて、第3に、「人・農地プラン」では、中心経営体に位置づけられている方に対して、近い将来、農地を集積していこうという計画を立てておりますが、実際にどのような方に農地を集積していくのか、

将来方針の策定をすることとなっております。

そういった3つの作業を行うに当たって、藤沢市では、ことしの8月に「人・農地プラン」の実質化に向けた工程表を作成しました。それが、横刷りの資料になっております。

現在、市の進め方といたしましては、従来の六会長後地区、御所見遠藤地区、大庭稲荷地区を、さらに細分化する計画を立てております。

具体的には、六会長後地区については、六会地区で1地区、長後地区で1地区、御所見遠藤地区につきましては、御所見地区で1地区、遠藤地区で1地区、大庭稲荷につきましては、構成する方々も少ないということもありまして、羽鳥地区1つで計画しております。

5地区とも、スケジュールについては共通しておりまして、今年度の10月から来年（2020年）の4月にかけて、まず皆様にアンケートを送付し、お声を頂戴したいと思っております。

こちらのアンケートをベースに、実際の地図に落とし込み現況を把握するような作業を行う予定となっております。

こういった地図化やアンケートの声の集積が整い次第、具体的には2020年の10月から12月にわたって、実際に皆様にお越しいただきまして話し合い、将来の方針についての取りまとめを行うような予定で計画をしております。

こちらの話し合いにつきましては、中心経営体の皆様はもちろんですが、農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんの皆様のお声を、コーディネーター役として集積をさせていただきます。プランの実質化に向けて動いていきたいと思っております。

今回、皆様に御紹介をしたことをもって、11月の1日から、ホームページに工程表を公開させていただければと思っております。こちらは、県から示された工程表を作成した自治体につきましては、速やかに公表を行うようにという指示もありますので、広く皆様に周知するという意味合いも込めて、ホームページ上で公開させていただきますことを御承知おきいただければと思います。

こちらは、非公開の書類にはなりますけれども、この工程表につきまして、

より詳細に記載した状況表がございまして、その中には、農業委員さんや推進委員さんのお名前や担当地区といったようなところを、あらかじめ県に提供しております。こちらについては、お名前等が載っているものなので非公表になりますが、あくまで総括された工程表のみホームページで公開をさせていただきます。

「人・農地プラン」につきましては、以上となります。

また、アンケートの内容等につきましては、農業委員会事務局と協議をした後、皆様のお手元に送付をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

続きまして、具体的な農地の集積に向けて、農地中間管理機構の手続きの簡略化について御説明をさせていただければと思います。

空の写真がついたパンフレットの6ページを御覧になってください。

農地中間管理事業につきましては、御利用された方もいらっしゃるかと思いますが、藤沢市では中間管理事業の事務手続きが開始されてから、おおむね12件ほど実績がございまして。

手続きは、農業経営基盤強化促進法で位置づけられている利用権設定の部分と類似するものはあるのですが、利用権設定につきましては、借り手と貸し手の民民の間で権利設定を行うのに対して、その間に農地中間管理機構に位置づけられている神奈川県農業公社が一度借り受けて、そちらを配分、転貸する形で、実際の受け手に農地を貸すといった制度になっております。

こちらを利用するに当たって、藤沢市の場合、農業経営基盤強化促進法の規定どおり農用地利用集積計画をつくって、それを公告することで基本的な民民の利用権設定は成立するのですが、中間管理事業の場合は、その手続きを公社と貸し手がした後に、県が転貸する方の情報を農用地利用配分計画案として作成し、県の掲示板等で公告、縦覧をして初めて、その翌月の1日から権利が発生するような形なので、この期間におおよそ2カ月かかってしまいます。

それで、基本的な民民の利用権設定につきましては、総会で承認されたら次の月の1日から利用できるものになりますけれども、その手続きの差によっ

てブランクが生じてしまうというのが課題でありました。

そういう中で事業の使いやすさを向上していくために、現在、農地バンクの法律が変わることに伴いまして、従来の縦覧期間を廃止するような手続きの流れになっております。

縦覧期間を廃止することによって、藤沢市の場合は、農業委員会の総会で利用権設定の手続きについて承認をされると同時に、転貸先の方についての承認も、同じタイミングで行っていただくような形で事務局と検討をしております。

こうすることによって、受け手の方がブランクなく利用権と同様に利用できるような形で行っていくことができればと思っております。

具体的な施行につきましては、11月の1日から法律自体は施行するのですが、運用につきましては、都道府県の間管理機構によってさまざまということで、神奈川県農業公社にも問い合わせをしたところ、一応11月1日から手続きができるように進めてはいるのですが、11月からすぐ行えるかどうかは未定であるということで、追って皆様に御案内ができればと思っております。

こちらをあわせまして、農地バンク法の改正に伴う皆様の御意見をいただき、活動についても御協力をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

農業水産課からの説明は以上となります。ありがとうございました。

事務局（草柳真治主幹） 事務局から、先ほどの「人・農地プラン」の実質化に向けた工程表の裏側に、担当の委員さんの名前を載せてあります。こちらは事務局で、お住まいの地区に沿って割り振りをさせていただいたのですが、特に何かこの中で、これは違うというところが、もしありましたら、今でも、また後ほどでも、こちらにお申し出いただければと思います。

それでは、「人・農地プラン」の関係につきまして、何か御意見、質問とかございますでしょうか。

議長（齋藤義治委員） まず、アンケート調査をするのですが、六会長後、御所見遠藤、羽鳥ということていろいろ書かれていますけれども、各集落の中には生産班組織があるわけです。その生産班組織で意見がかなり違うと思うのですが、

その辺は、もっと細かくということは考えていませんか。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） より細分化できれば、そのほうが良いと思っていますし、アンケート自体は、いわゆる生産班、農協の支店の支部の方に御協力をいただきながらやっていくしかないかなとは考えております。

ただ、今回、工程表を県に提出するに当たりまして、余りハードル高く、今あるやつを、例えば10地区に分けるような工程表を掲げてしまうと、果たしてそこまで2年間のうちにできるのかというところもございまして、まず県に提出した工程表については、今3つのところを5つに細分化しますということで回答をしていますが、より実質化しやすいもっと小さな集落単位でということでは、そのように変更はしていくつもりでいます。

議長（齋藤義治委員） はい。

何か他にございませんか。

佐藤委員。

22番（佐藤智哉委員） 資料の5ページですが、「人・農地プラン」に位置づけられないと、この辺の融資関係等が受けられなくなるという話を聞いたのですが、正直、この辺の融資が受けられなくなってくると、結構きつかなというところが、皆さんもあると思うので、これは要望ですけれども、これから新しく農業をやりたい人とか、経営開始型があったり、あとは、今、遊休地がふえてくるという話の中で、こういった資金が使えないと、どうしても前に進めなくなると思うので、もう少し周知徹底していただけるようお願いしたいと思います。

この中でも農業後継者となっている方もいらっしゃると思うのですが、そういう後継者が今後藤沢で農業をしやすいような環境をつくるためにも、

「人・農地プラン」というのは徹底的にやらなければいけないのかなと思いますので、その辺の周知徹底をお願いします。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） ありがとうございます。

5ページのところに、中心経営体を対象とする支援ですとか、地区を対象とする支援というのが掲げられていますけれども、例えば農業次世代人材投資事

業（経営開始型）などは、仮に「人・農地プラン」の中心経営体に位置づけられていなくても、その投資資金を受けようという方が、中間管理機構から農地を借り受けていれば、要件としてはクリアできることになっております。

そういった別の方策というか、仮にできなかったとしても、ここの部分はクリアできるということと、あとは強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうちの融資主体型、その地域担い手育成支援タイプ、これは中心経営体に位置づけられていないと恐らくできないのではないかと思います。

スーパーL資金の当初5年間無利子化というのも、これも中心経営体に位置づけられていないと難しいとは思いますが、当初5年間の無利子化のところだけができなくなるわけで、スーパーL資金自体が受けられないということではございません。

いずれにしても、そういったメリット措置を受けられなくなる可能性もあるので、何とかして、この実質化をしていきたいとは思っていますけれども、ただ、実質化で一番ハードルが高いのは、その地区の全農地のうち、プランにのっている受け手と出し手の方でその過半を占めなければいけないというのがあるので、そうすると、勝手に名前をプランにのせるわけにもいかないの、当然話し合いに出てきてもらわなければいけない。

受け手の人は、まだ出てきてくれるとしても、出し手で、これから農業をリタイアしていこうという方は、なかなか話し合いに来ていただけないという現状があるので、そこをどのようにクリアしていったらいいのか、それには農業委員や推進委員の皆さんの御協力が必要だと思っておりますので、まずはアンケートと、あと地図への整理をさせていただいた上で、また御相談させていただければと思っております。

14番（山口貞雄委員） ちょっときつい言い方をするかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

資料をいただいた中で、10月から4月に①から②までを実施するという書面がありますけれども、もう10月は終わりですよ。こういう事務処理を、このスピードでいいのかどうか、非常に疑問に思います。

それと、あともう一つは、まず、アンケートの内容を農業委員の皆さん方、推進委員の皆さん方に提示をしていないのが、私はちょっと疑問に思います。時間に限りがあるのであれば、事前に、きょうの会議に提示すべきだと思います。

ちょっと言い過ぎかもしれませんが、行政としては、時間のロスが余りにもあり過ぎると思いますので、もう一度初心に戻って、事業を行うに当たっては、よく考えて事務処理をしていただきたいと思います。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） 御指摘のとおりだと思っております。本来であれば9月の総会の際に御報告しなければいけない内容であったのですが、大変申し訳ございません。この時期になってしまったのと、あと、アンケート内容の提示というのも、もちろんのことだと思いますので、早急にアンケート内容については整理をさせていただいて、皆様方に御提示できるようにしたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） それと、先ほど挨拶の中でもちょっと言ったのですが、農業は、今まで個人経営でずっと来たわけですが、今回の台風等の被害を見ると、これからの農業は、個人経営では無理ではないかを感じるわけです。やはり農業法人あるいは株式会社とか、そういう経営体にしていかないと、再起はなかなかできないのではないかと思います。

その辺の経営体の考え方について、「人・農地プラン」ではどういう考え方をしているんですか。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） 「人・農地プラン」の中で中心経営体を法人化していくというのも、地域の中での話し合いで、例えば集落営農みたいな形のもを法人化していくような内容もあるのですが、ただ、藤沢ではなじまないのかなというところもあります。法人化できる方はさせていただいていいと思いますが、ただ、いろいろところで農家の皆さんに御指摘されるのですが、農地を集積するだけが藤沢の農業を守っていくわけではない、小さい面積でも継続してやっている方も重要な担い手なのだという御指摘もいただいておりますので、そういったことも含めながら検討はしていきたいと考えております。

当然個人経営体のほうが経営は安定させられるというような状況であれば、そういった部分での支援もさせていただきたいと思っております。

議長（齋藤義治委員） 今回の災害を見ていると、やはり個人の再建というのは結構厳しいものがあると思います。ですから、これは国にも要望するべきものですが、農業に対するいろいろな補助、支援について、これから国会でもかなり話題になろうかと思いますが、ぜひとも検討させていただきたいと思います。

その辺のことは、皆さんどうでしょうか。

神崎委員。

1 番（神崎享子委員） 農業水産課の及川さんがおっしゃっていたように、国が進めようとしているのは、農業を大きな経営体にしていくということですが、藤沢の場合は家族経営農業でやっていったほうがいいような気が私はしているので、その辺のところを及川さんは酌み取って言ってくださったのだと思いました。

それで、出し手側の問題ですけれども、私は農協の藤沢支店に属していますが、跡継ぎのない方が何人かいらっしゃって、そういう方で、支店の管内で農業をやっているわけではなくて、代替地で北部のほうに持っている方がいます。そういう方は、出したいと思っている方だと思うので、このアンケートに、もちろん加えていただけるでしょうけれども、そういう場合、支店単位で、というのができないので、郵送なり何なりで、小さい土地でもいいから出し手として希望がある場合は、話し合いに来てくださいというような、そういうところを、もちろん私からも言いますけれども、周知徹底ということで進めていただきたいということです。

あと、会長さんがおっしゃったように、もし藤沢市で災害を受けた場合に、この小さいところにも届くような支援にさせていただきたいというのを吸い上げて上のほうに要望してください。

よろしくをお願いします。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） はい。

議長（齋藤義治委員） それと、あと、アンケートですが、アンケートをやっていると、いろいろな回答が来るのですが、農業委員会でも農地パトロール等をやっ

て、農家の方に、畑はどうでしょうかとかいろいろなことを聞くと、建前と本音が違うことがあります。アンケートにはこう書いたけれども、実際それを具体的に見てみると、実は違うということになるので、そのアンケートの仕方も十分に検討していただいて、建前と本音がなくなるようなアンケートの仕方をぜひお願いをいたします。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） アンケートについては、国が示している必ず聞かなければいけないことは、御自身の年齢と後継者がいるかどうか、この2点だけです。あとは農業委員会でやっていたら農地パトロールによる意向調査、それも連動させるような形で、その地域の地図に落としなさい、ここは貸し出し希望の農地ですよというようなことを含めて地図化しなさいと言われておりますので、アンケート自体はそれほど難しい内容にはならないのではないかと考えております。

議長（齋藤義治委員） 何か他にございませんか。

7番（井上哲夫委員） 中心経営体というのは、それぞれの農家が、その定義を認識しているのかどうかということを、私もちょっと疑問に思っているのですが、私も中心経営体になっている1人ですけれども、はっきりした定義というか、私は認識していますが、ほかの農業者が認識しているかどうか、藤沢市内で中心経営体は何戸あって、どこが中心経営体になっているかということも、それは公表できないのかもしれないけれども、その辺が、私も不勉強で漠然としていて、中心経営体であるということを自分で認識していながら、中間管理事業の中でどういうふうに変わっていくのか、その辺もわからないような状況で、中心経営体は受け手だろう、出し手ではないだろうと思っているのですが、個々の農家はどのように思っているかということをお聞きしたいのが1つです。

先ほど中心経営体が法人化の方向にというようなことを言っていましたけれども、私も昨年、手を挙げた形になってはいますけれども、家族で法人化の方向を模索するような時期があって、県の農業会議で支援というか、アドバイスをするというので、税理士と社会保険労務士が2回にわたって家に来て説明をしていただいた経緯があるのですが、それに県の農業普及指導員の方も来られ

た。ただ、市のほうは、及川さんが言われるように「支援いたします」と言っても、全然来てくれないで、同席しなかったことを考えてみると、何かそういう体制になっているのか、そんな感じもしますけれども、その辺は、我々はよくわからないところです。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） まず、中心経営体ということを農家の方が認識しているかという点ですけれども、やはり認識されていないと思います。今までの「人・農地プラン」は、話し合いで集まっていたいて、どの方がこの地域で農地を集積していくか、どなたに農地を集積していくのかということで中心経営体を定めておりましたが、今回の実質化のところで「中心経営体とは」と位置づけることができまして、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織基本構想の目標所得水準到達者などとなっております。こういった方々を将来の地域の担い手として中心経営体の位置づけをしていくような流れになります。

法人化に対して市の支援は特にはないではないかというお話でしたけれども、法人化をするときに、国の補助事業で法人化の支援策というのがあります。それに関しては、間接補助事業ということで市が間に入るものになっております。そういったところで、アドバイスまでは行かないですけれども、支援策を活用する上で市が間に入るような位置づけに、今のところはなっております。

農業会議にお話をして、市がその立会いに来なかったということですが、お話をいただければ、なるべく立ち会うようにいたしますので、そういった機会がありましたら、ぜひよろしく願いいたします。

7番（井上哲夫委員） そう言われるのはわかるのですが、私は、この総会の帰りに農業水産課の事務室に行って、その要望というか、法人化の件について担当の職員に話をしているんですよ。2回ほど行っているのですが、要するに農業会議のほうで来られたときに市も来るんですかと言ったら、市は来ませんというような話でしたけれども、実際には来なければいけない立場ではないかなと思っていたのですが、いずれにしても農業会議が中心となってやっているわけだから、その辺は余りこだわらなかつたということですが。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） なるべく出席するようにしますので、お声がけ

をいただければと思います。

議長（齋藤義治委員） きょうも、総会の中でちょっと話題になったのですが、農地の使用料の件がありますね。それが、要するに使用貸借、いわゆる無償でやるのと、農地中間管理機構に有償で、反当たり幾らでやるとか、いろいろばらつきがあるのですが、その辺はどういうふうになっていますか。要するに集積する担い手が借りる場合の金銭的なものは、どのようになっていますか。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） 賃貸借料については、こちらから提示できるような立場ではないので、お互いに話し合っただけで決めていただくということしか、今のところは言えないのですが、中間管理機構が間に入った場合は、その地域での平均的な賃貸料が幾らかというのは、恐らく機構側から提示はしていると考えております。

議長（齋藤義治委員） その適当な金額というのもあるけれども、使用貸借、要するに「ただ」というのもあるわけで、その辺は、納得できないなと思ったところですけどもね。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） 例えば荒廃していて、そこを自分の名義で持っているだけで草刈りの費用ですとか、農協のオペレーターに頼むと年間で10万近くかかってしまうというところを考えると、ただでもいいから誰か借りてくれという方もいらっしゃると思いますので、そういった、ちょっと荒れてしまっているとか、手がかかるとか、ただでもいいからお願いしますというようなところについては、使用貸借という形で借り受けていただいているところもございます。

議長（齋藤義治委員） それでは、あくまでも当事者同士の話し合いということですね。

農業水産課（及川聡専任課長補佐） そうです。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。

3番（吉原 豊委員） 今の使用貸借ですが、地権者は両方ともゼロでいいよとやるんだけれども、中間管理機構が入っていると、金が発生するのではないですか。

農業水産課（片岡事務職員） 基本的には、あくまで当事者同士の話し合いで決めて

いただくところですが、中間管理事業を使っても使用貸借という例はありますので、賃料が発生する場合がありますが、基本的には賃料の話し合いの際には、機構の職員が入ったりすることはないです。

3番（吉原 豊委員） 事務経費というのは、絶対逃れられないと思うのですが、両方もゼロ・ゼロだといっても、口をきくんだから、そのときの経費は、中間管理機構は取るのではないですか。絶対取らないですか。

農業水産課（片岡事務職員） そのこの部分につきましては、市町村ごと、県ごとで予算を取って、こういった中間管理事業をするために、例えば地権者の方に会いに行く費用や通信料の部分については、あらかじめ予算計上をしているものになります。その土地の貸借料につきましても民民で決めていただくところで任せていて、あくまで自治体ごと、地区ごとの標準賃料等を参考にしてくださいという案内はしていますが、使用貸借というケースもあり得ます。

議長（齋藤義治委員） 他に何かありませんか。

（質問、意見等 なし）

農業水産課（片岡事務職員） 済みません、補足の説明をさせていただきたいのですが、先ほどパンフレットの5ページに、「地域を対象とした」とか「中心経営体を対象とした」というところがあって、スーパーL資金、基盤強化資金ですが、現状、県から示されているのが、来年の1月末までは、従来の「人・農地プラン」に位置づけられている方については、市町村ごとの証明を用意していただければ、当初5年間無利子を適用するという案内を受けております。

それで、農業次世代人材投資資金と農地中間管理事業を使って農地を借りている方につきましても、同様に5年間無利子化の適用を受けることがありますので、補足して説明をさせていただきます。

こちらの証明書につきましては、金融機関の融資課や県信連に相談を持ちかけられた際に、その担当の職員から藤沢市に案内が来るようになっておりますので、証明の発行につきましては、農業水産課から御案内をさせていただきます。証明書を取り忘れたとか、そういったことがないような形で事務処理をさせていただければと思いますので、融資を御検討の方は御承知おきいただけ

ばと思います。

以上です。

事務局（加藤 敦事務局長） それでは、これで「人・農地プラン」の関係は終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

（農業水産課担当職員 退出）

事務局（福岡信二主幹補佐） 続きまして、事務局から手短に3点御報告をさせていただきます。

1点目は、お手元の資料で、意見募集についてですが、右の上、事務連絡、令和元年10月3日ということで、県の農業会議から発出をされている「次期食料・農業・農村基本計画における意見・要望の募集について」になります。こちらにつきましては、国で策定をした「食料・農業・農村基本計画」が、策定から5年が経過するというので、次期の計画を策定するに当たって、個人、団体を問わず広く意見・要望を求めるという内容になっております。

つきましては、下のほうに詳細投稿専用フォームの記載があると思いますが、もし御意見等がございましたら、締め切りはまだ先で、来年の2月末日までとなっておりますので、もしご意見等ございましたら、こちらの専用フォームに御意見の提出をお願いできればと思います。

2点目が、前回の総会でも御案内を一度させていただいていますが、11月7日の神奈川県農業委員会大会の行程になります。お手元の資料を御覧ください。

当日は、残念ながら欠席の委員さんが4名いらっしゃるということで、齋藤会長は先に会場に行かれますので、バスに乗車される委員さんは、行きは20名となります。例年どおり市役所の本庁舎を10時15分に出発をいたしまして、各乗車場を回る形となります。11時30分から昼食をとっていただいて、その後、会場の厚木市の文化会館に移動していただきます。大会は、おおむね午後4時30分に終わることを想定しております。

各乗車場で予乗車する委員さんのお名前を記載させていただいておりますの

で、後ほど御確認をお願いいたします。

こちらは以上になります。

最後の3点目ですが、特に資料はございませんので、メモをしていただければと思います。

湘南地区の農業委員会連合会の第2回目研修会の御案内になるのですが、1回目の研修会は、8月9日に開催をさせていただいているところです。第2回の研修会につきましては、12月6日（金）の午後、会場はミナパークを予定しております。テーマ等は未定ですけれども、詳細は来月（11月）の総会で御案内予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上となります。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして10月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後4時46分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）